

仙台弁護士会憲法連続市民講座・第30回

憲法がわかる！ 改憲問題がわかる！

『日本国憲法の理念とこれから』

日本国憲法の基本的精神・理念と先人たちの努力を「感じる」ことができれば、憲法改正問題の全体像がはっきりと見えてくる。そんな思いから、仙台弁護士会では、市民の皆様に日本国憲法の精神・理念を「感じてもらう」連続講座を開催しております。

第30回目となる今回は、下記のとおり、憲法改正手続を定める憲法96条と、戦争放棄や軍備・交戦権の否認を定める憲法9条について、現在主張されている改憲案の問題点を取り上げます。

周知のとおり、昨年末の衆議院議員総選挙の前後から、改憲の動きは風雲急を告げています。そこで今回は、近時にわかに多くの政党が改憲を主張するに至っている憲法96条と、恒久平和主義の根本規定である憲法9条について、改めてその意義を考えるとともに、現在主張されている改憲案の問題点を明らかにしたいと思います。

多くの市民の方々にご参加いただけますようご案内申し上げます。

記

場 所 仙台弁護士会館4階（仙台市青葉区一番町2-9-18）

参加費 無料 申込不要（※第30回のみ参加も歓迎します。）

日 時 2013年（平成25年）3月26日（火）午後6時～

内 容 ・なぜ憲法は変えにくくなっているの？

「憲法96条の意義と改憲案の問題点」

原田 憲 弁護士

・集団的自衛権って必要なの？ 国家安全保障基本法（案）って何？

「憲法9条改憲の現状と問題点」

野呂 圭 弁護士

問合せ先 仙台弁護士会

TEL022-223-1001

